平成２３年（フ）第３０４３号
大阪府枚方市東船橋２丁目23番地の１　102
債務者　山田　正人
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５５号
大阪市西成区天下茶屋１丁目28番37号　インペリアル天下茶屋602
債務者　片石　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５９号
大阪府豊中市岡上の町４丁目５番29号
債務者　片岡　昌司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８５号
大阪市生野区巽中２丁目23番19―604号
債務者　佐々木慶子（旧姓森脇）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８６号
大阪府高槻市柱本６丁目17番５号
債務者　小浦由紀子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目15番４号
小林マンション北４―Ａ
債務者　西濵　裕之
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９６号
大阪府大東市諸福６丁目３番29号
債務者　岸本　　弘
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９９号
大阪府門真市上野口町16番３号
債務者　前田　裕行
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０３号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目４番39号三幸103号
債務者　江口　敏彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０６号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―1008号
債務者　岸本美代子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８号
長崎県長崎市本原町35番２号
債務者　中村　彰秀
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
長崎県長崎市かき道５丁目３番２―101号
債務者　浦川　重子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
長崎県長崎市川上町29番１号
債務者　大山　竜子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
長崎県長崎市愛宕１丁目２番24号　愛宕コーポ202、旧住所長崎県長崎市片淵５丁目11番30―502号
債務者　宮本　和人
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
長崎県長崎市葉山２丁目54番５号、旧住所佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目２番１号
債務者　髙田　佳介
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
長崎県長崎市大鳥町５番９号
債務者　碇　　節子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
長崎県長崎市西山３丁目３番２号　瀬戸口アパート２階４―４号
債務者　福島　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
長崎県長崎市上戸町１丁目２番６号　五條ハイツ201、旧住所長崎県長崎市戸町２丁目173番地９　市営二本松アパートＢ１棟301
債務者　中嶋　裕久（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係